

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の  
準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針  
(平成27年11月27日閣議決定)(抄)

【前略】

4. 大会を通じた新しい日本の創造

(1) 大会を通じた日本の再生

世界の熱い注目が集まる大会の開催を通じて、復興を成し遂げつつある東日本大震災の被災地の姿、季節感にあふれた祭り・花火、地域の伝統芸能や特色ある文化芸術活動、食からおもてなしの心に至る全国の地域の魅力、日本の強みである環境・エネルギー関連などの科学技術を世界にアピールし、地方創生・地域活性化、日本の技術力の発信及び外国人旅行者の訪日促進等を通じた「強い経済」の実現につなげる。

【中略】

(2) 日本文化の魅力の発信

大会はスポーツの祭典のみならず文化の祭典でもある。日本には、伝統的な芸術から現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、地域性豊かな和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、さらには、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化がある。文化プログラムの推進も含め、こうした多様な文化を通じて日本全国で大会の開催に向けた機運を醸成し、東京におけるショーウィンドウ機能を活用しつつ、日本文化の魅力を世界に発信するとともに、地方創生、地域活性化につなげる。

また、障害者の芸術振興については、共生社会の実現を図る観点も含め、障害のある人たちがその個性・才能をいかして生み出す芸術作品を世界に発信するため、大会に向けて障害者の文化芸術活動を推進する。

【後略】